



「聞こえ」改善のサポートをします 目黒区高齢者補聴器購入費助成事業

日常生活で「聞こえにくさ」を感じてお困りの高齢者を対象に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

1 対象者 次の(1)～(3)のすべてを満たすかた

- (1) 満65歳以上の区内在住者で、**住民税非課税**のかた
- (2) 聴覚障害(高度難聴以上)による補装具費の支給を受けられないかた
- (3) 耳鼻咽喉科専門医師から次の基準を満たす証明を受けたかた
(聴力検査結果(オーディオグラム)の添付が必要です)
 - ① 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満のかたまたは
 - ② 助成対象者として補聴器装用の必要性を認められたかた

2 助成上限額 **50,000円**

※購入費が助成上限額に満たない場合は、購入費(千円未満切捨)が助成額

3 助成対象

両耳または左右いずれかの耳に装用する補聴器の本体費用(1人1回限り)
(補聴器付属の電池、充電器、イヤモールドを含む)

【注意】補聴器は管理医療機器として認定された製品(集音器は対象外)で、**認定補聴器専門店**で購入する場合があります。

4 助成手続き

次のページをご覧ください。



5 注意事項

- 助成決定前に購入した機器やレンタル・リースの費用は助成対象になりません。
- 手続きにおける「申請者」「請求者」「助成金の振込口座名義」は、**すべて補聴器を装用するかたになります。**
- 医療機関を受診の結果、助成の対象とならない場合があります。
- 診察料、検査料、医師意見書作成料、送料などは**自己負担**です。
- 助成申請時にご提出いただく「医師意見書(証明書)」は、発行日から**6か月以内のもの**が必要です。

<<助成手続きの流れ>>

1 利用要件の確認依頼

- (1)「事前確認依頼書」を取得し(◆1)、記入後に区へ提出してください。
※1月2日以降に区外から目黒区へ転入された場合は、事前確認依頼書のほかに
住民税非課税であることがわかる書類が必要となる場合があります。
詳しくは、高齢福祉課 在宅事業係までお問い合わせください。
- (2)要件の事前確認ができたかたに、区から「医師意見書(証明書)」と「助成申請書」の用紙をお送りします。

2 受診・検査

区から送付された「医師意見書(証明書)」の用紙と保険証を持って、耳鼻咽喉科専門医を受診してください。

3 見積

認定補聴器専門店で購入の相談、補聴器の試聴を行い、購入する補聴器の見積書を作成依頼し、受領してください。

4 申請

- (1)「助成申請書」「医師意見書(証明書)オーゾグラム(聴力図)を添付」、
「認定補聴器専門店の見積書(写し可)」を区へ提出(★1)してください。
- (2)審査の結果、助成を決定した方へ、区から「助成決定通知書」
「購入実績報告書兼請求書」をお送りします。

5 購入

区から「助成決定通知書」が届いた後、見積書を取得した認定補聴器専門店で補聴器を購入し、「領収書」及び「納品書」を取得してください。

6 請求

- (1)「購入実績報告書兼請求書」「領収書(原本)」「納品書」を
区へ提出(★2)してください。
- (2)区が提出書類を確認後、「助成額確定通知書」をお送りするとともに、
助成金を指定の口座へ振り込みます。
※振込口座の名義は補聴器を装用するかたに限ります。

◆1:事前確認依頼書の取得先①② ★1・2:申請書・請求書等の提出先①

①目黒区健康福祉部高齢福祉課 在宅事業係(目黒区総合庁舎2階)

②目黒区公式ウェブサイト(下記URLまたはQRコード)
<https://www.city.meguro.tokyo.jp/koureifukushi/kenkoufukushi/koureisha/hochouki.html>



◆ 医師意見書(証明書)の作成料が一律対応の区内医療機関

本事業の助成のために受診する場合、次の耳鼻咽喉科は一律1,100円(税込)で医師意見書(証明書)の発行を受けることができます。

※意見書作成料とは別に、受診検査費用がかかります。

また、受診検査の結果、助成の対象とならない場合があります。

※耳鼻咽喉科を標榜して耳鼻咽喉科専門医が在籍する医療機関であれば、
下表の掲載・区内外に関わらず受診可能です。(意見書作成料が異なる場合があります)

※事前に予約が必要な場合があります。

令和7年8月1日現在

渋谷神泉耳鼻咽喉科クリニック	青葉台4-4-12 地下1F	03-3481-3300
つかさ耳鼻咽喉科クリニック	東山1-4-4 目黒東山ビル2F	03-3710-2032
池尻大橋耳鼻咽喉科	大橋2-23-1 西渋谷ハイウェービル3F	03-6804-8533
いづか耳鼻咽喉科	上目黒3-10-3 メイツ扶翼中目黒102	03-5773-1510
目黒耳鼻咽喉科医院	目黒2-9-5 ブラッサム目黒3F	03-3490-4187
小林耳鼻咽喉科内科クリニック	下目黒6-18-26	03-3712-4970
島貴医院	中町2-9-3	03-3712-4481
横川耳鼻咽喉科医院	五本木1-23-13	03-3711-0994
祐天寺耳鼻咽喉科クリニック	祐天寺2-14-1 フィオーレ祐天寺202	03-3713-0918
目黒本町耳鼻咽喉科	目黒本町2-5-4 ウェルスクエアプラザ目黒本町3F	03-5734-1110
西小山耳鼻咽喉科	原町1-6-6	03-6666-8533
なんば耳鼻咽喉科	洗足2-7-15 キューブ洗足2F	03-5842-1155
学芸大耳鼻咽喉科	鷹番2-17-11 A-1	03-3710-3387
まさき耳鼻咽喉科	鷹番3-7-8 グランデ学芸大1F	03-5724-8733
もも耳鼻咽喉科	平町1-27-8 FPC平町ビル3F	03-3718-3387
自由が丘耳鼻咽喉科・笠井クリニック	自由が丘1-14-10 Bussola JIYUGAOKA3F	03-5729-4187
自由が丘杉内医院	自由が丘2-7-4	03-5726-8241
いの耳鼻咽喉科	中根2-12-1 K&Kビル2F	03-5701-3387
都立大わたなべ耳鼻咽喉科	八雲2-8-11 第一益戸ビル1F	03-5726-1133

◆ 区内の認定補聴器専門店

「認定補聴器専門店」とは、設備・人的・業務要件が一定の基準に適合していると公益財団法人テクノイド協会により認定された補聴器販売店です。

「認定補聴器専門店」での購入であれば、下表の掲載・区内外に関わらず助成対象です。
区外の「認定補聴器専門店」の検索方法は、次のページをご覧ください。

※事前に予約の連絡をお願いします。

令和7年8月1日現在

店舗	電話・FAX	住所
エイド株式会社 自由が丘店	TEL 03-5726-0520 FAX 03-5726-0521	自由が丘1-13-14 自由が丘スカイビル405
リオネットセンター自由が丘店	TEL 03-3718-4191 FAX 03-3718-4197	自由が丘1-8-18 マイセンビル2階
ヒヤリングストア 自由が丘店	TEL 050-3173-9233 FAX 050-3512-2340	自由が丘1-26-4 ステラ自由が丘6F
オーディオ・ノバ 中目黒店 (旧リケン補聴器センター 中目黒店)	TEL 03-5724-3583 FAX 03-3793-8515	上目黒3-14-8 M・Fビル1階
ブルーム自由が丘店	TEL 03-3724-3341 FAX 03-3724-3342	自由が丘2-12-19 3.4.1building west2階

◆ 区外の認定補聴器専門店の検索方法

下記URLまたはQRコードにより、公益財団法人テクノエイド協会ウェブサイトの店舗検索ページにアクセスが可能です。

<https://www5.techno-aids.or.jp/shop/map.php>



◆ よくあるお問い合わせ

Q 両耳分の購入を検討していますが、片方ずつ対象(合計10万円補助)になりますか？

A 片耳分・両耳分問わず、1回の購入につき、購入費のうち最大5万円が対象です。

Q 既に補聴器を持っていて、これから買い替える予定ですが対象になりますか？

A 過去に本事業で助成を受けていなければ買い替えも対象になります。

Q 既に持っている補聴器の修理費・メンテナンス費は対象になりますか？

A 購入費以外は対象外です。

Q 「認定補聴器専門店」以外の店舗での購入も対象になりますか？

A 「認定補聴器専門店」以外の店舗での購入は対象になりません。

Q 受診した医療機関に、目黒区指定の医師意見書には対応できないと言われました。

A 目黒区指定の医師意見書に記載・添付されるべき事項があれば、その医療機関が独自に発行する意見書でも代替可能です。

Q 聴力検査の結果、両耳とも70デシベル以上でしたが対象になりますか？

A 高度難聴以上となり、身体障害者手帳の対象者のため、本事業の対象にはなりません。

Q 補聴器使用予定者は住民税非課税ですが同居親族が住民税課税者です。

この場合は助成対象となりますか？

A 補聴器の使用予定者が住民税非課税であれば、同居親族が課税者であっても助成対象となります。

Q 本人(高齢者)に補聴器をプレゼントするために家族が購入した場合は、助成制度を利用できますか？

A 補聴器は使用者のフィッティング(調整)が非常に重要であるため、使用者本人が認定補聴器専門店で相談・試聴したうえで購入してください。
補聴器使用者への助成制度ですので、助成の申請者、補聴器購入時の領収書の宛名、助成額の振込口座の名義は、すべて使用者本人に限ります。

Q 助成決定通知書が届いた後に、購入する補聴器を変更することはできますか？

A 助成変更届と変更後の見積書を区へ提出していただくことで変更ができます。
助成変更届の取得先：目黒区総合庁舎2階 高齢福祉課窓口

お問い合わせ

目黒区 健康福祉部 高齢福祉課 在宅事業係

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

電話:03-5722-9839 FAX:03-5722-9474

